

表3

定期検査手数料一覧表

(定期検査は大津市の区域を除く)

令和元年10月1日施行

能力別	種類別	機械式ばかり		電気式ばかり・光電式ばかり	
		手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)
棒ばかりまたは光電式以外の ばね式指示ばかり(直線目盛に限る)		260円	—	—	—
ひょう量が100kg以下のもの		500円	1,000円	1,500円	3,000円
ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの		900円	1,800円	1,800円	3,600円
ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの		1,600円	3,200円	2,200円	4,400円
ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの		2,100円	4,200円	3,200円	6,400円
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの		3,800円	7,600円	3,800円	7,600円
ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの		6,900円	13,800円	6,900円	13,800円
ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの		10,800円	21,600円	10,800円	21,600円
ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの		15,100円	30,200円	15,100円	30,200円
ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの		19,300円	38,600円	19,300円	38,600円
ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの		21,800円	43,600円	21,800円	43,600円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの		30,100円	60,200円	30,100円	60,200円
ひょう量が50トンを超えるもの		52,000円	104,000円	52,000円	104,000円
分銅、定量おもり、定量増おもり		1個につき10円			

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額(B)欄は、(A)欄に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 知事が指定する場所以外の場所で定期検査を行う場合(注3に規定する場合を除く。)にあっては、当該定期検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該定期検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で質量計(ひょう量が500kg以下のものに限る。)の定期検査を行う場所にあっては、この表に定める手数料の金額に、質量計の数が3台以下であるときは1,000円を、質量計の数が3台を超えるときは1,000円に3を超える質量計の数に300円を乗じて得た額を加算するものとする。

手数料の納付方法:質量計にあっては指定定期検査機関(一般社団法人滋賀県計量協会)が指示する方法による。